

観光地域づくり法人（DMO）登録の取組みについて

一般社団法人足利市観光協会は、令和3年度から、観光庁が進める「観光地域づくり法人（DMO）」*1の登録に向けた取組みをはじめました。

令和3年度中に登録に向けた作業を開始し、令和4年3月28日に「候補DMO」*2として登録を受けました。

令和4年度から、観光協会の中に「DMO運営委員会」*3を設置して、活動を開始しています。令和5年6月には、1年間の活動を観光庁に報告するとともに「登録DMO」*4としての登録に向けた作業を開始しています。

「観光地域づくり法人（DMO）」の概要や「足利市観光協会 DMO」の活動状況などの詳細は、[以下](#)をご覧ください。

- *1 「観光地域づくり法人（DMO）」は、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人と定義されます。
[DMO：Destination Management/Marketing Organization]
- *2 「候補DMO」とは、観光庁が定めた「登録要件」をすべて満たすものを「登録DMO」とし、その「登録DMO」の候補となり得る法人としての登録を行ったもの。令和4年度までは、「候補DMO」から「登録DMO」へのステップアップが必須（令和5年度から直接「登録DMO」の登録が可能となっている）であった。
- *3 「DMO運営委員会」は、DMOの運営協議を行うための組織で、観光協会を構成する各種団体から選任した10人の委員と会長で構成し、DMOの活動方針や各種団体などの意見を集約し、活動方針などを決定する。
- *4 「登録DMO」とは、観光庁の定める「登録要件」をすべて満たし、観光庁に申請し、登録を受けた法人。令和5年度から要件を満たせば、直接「登録DMO」への登録が可能になった。